

国立大学法人鳴門教育大学の任期を定めて雇用する職員の介護休業等に関する規程

平成17年 3月14日

規程第 5 号

改正 平成18年 3月13日規程第 27号

平成19年 3月23日規程第 48号

平成28年12月 6日規程第 63号

令和 2年 3月11日規程第 15号

令和 4年 3月23日規程第 42号

令和 4年 9月14日規程第 62号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則(平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。)第45条の規定に基づき、任期を定めて雇用する職員(以下「任期付職員」という。)の介護休業等に関し必要な事項を定める。

(介護休業)

第2条 介護休業は、任期付職員が次に掲げる者(第3号に掲げる者にあつては、任期付職員と同居している者とする。)で負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休業とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)、父母及び子(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)並びに配偶者の父母

(2) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(3) 任期付職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる次の者及び任期付職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる次の者

イ 父母の配偶者

ロ 配偶者の父母の配偶者

ハ 子の配偶者

ニ 配偶者の子

(介護休業の申出)

第3条 任期付職員は、学長に申し出ることにより、介護休業をすることができる。この場合において、介護休業は、対象家族1人につき、3回まで申し出ることができる。ただし、次に掲げる特別な事情がある場合を除く。

(1) 介護休業の申出をした任期付職員について、新たな介護休業期間が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であつて、当該新たな介護休業期間が終了する日までに、当該新たな介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該新たな介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出をした任期付職員との親族関係が消滅するに至った場合

(2) 介護休業の申出をした任期付職員について、国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第22条第5号若しくは第6号による休暇期間（以下「産前産後休暇期間」という。）又は国立大学法人鳴門教育大学の任期を定めて雇用する職員の育児休業等に関する規程第3条若しくは第20条の休業期間（以下「育児休業期間」という。）が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であって、当該産前産後休暇期間（当該産前産後休暇期間中に出生した子に係る育児休業期間を含む。以下この号において同じ。）又は育児休業期間が終了する日までに、当該産前産後休暇期間又は育児休業期間の休業に係る子のすべてが、次のいずれかに該当するに至った場合

イ 死亡した場合

ロ 養子となったことその他の事情により当該任期付職員と別居することとなった場合

2 前項の規定による申出（以下「介護休業申出」という。）は、介護休業申出に係る要介護者が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は当該介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにしなければならない。

3 第1項の規定は、任期の末日を介護休業終了予定日（第7条の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）とする介護休業をしている者が、当該介護休業に係る要介護者について、当該任期の更新に伴い、当該更新後の任期の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを通算する。

（介護休業の対象者）

第4条 要介護者を介護する任期付職員は、この規程の定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、介護休業を開始した日から起算して93日を経過する日（以下「93日経過日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（93日経過日から6月を経過する日までの間に、その任期が終了し、かつ、当該任期の更新がないことが明らかである者を除く）。に限る。

2 前項の規定にかかわらず、学長と任期付職員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる任期付職員のうち、介護休業をすることができないものとして定められた任期付職員については、この限りでない。

(1) 雇用期間が1年未満の任期付職員

(2) 介護休業の申出があつた日から起算して、93日以内に雇用関係が終了することが明らかな任期付職員

(3) 1週間の所定勤務日数が2日以下の任期付職員

（介護休業の期間）

第5条 介護休業の申出をした任期付職員が介護休業をすることができる期間（以下「介護休業期間」という。）は、当該介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日までの間とする。この場合において、その期間は、対象家族1人につき通算93日の期間内とする。ただし、介護休業終了予定日とされた日は任期付職員の任期の末日を超えることができない。

2 この条において介護休業終了予定日とされた日とは、第7条の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。

(介護休業の申出手続)

第6条 介護休業の申出は、介護休業申出書により、介護休業開始予定日の前日から起算して2週間前の日までに行うものとする。

2 学長は、前項の規定による任期付職員からの申出があった場合において、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下「2週間経過日」という。）前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。ただし、第3条第3項に該当する場合は、これを適用しない。

3 学長は、前項の指定をする場合において、当該介護休業開始予定日として指定する日を当該申出を行った任期付職員に対して通知するものとする。

4 学長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした任期付職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(介護休業の変更)

第7条 介護休業の申出をした任期付職員は、介護休業終了予定日とされた日の2週間前の日までに学長に申し出ることにより、当該介護休業終了予定日を1回に限り当該介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

(介護休業の撤回)

第8条 介護休業の申出をした任期付職員は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

2 介護休業申出がされた後介護休業開始予定日とされた日の前日までに任期付職員が当該介護休業申出に係る対象家族を介護しないこととなった事由として次に掲げる事由が生じた場合は、当該介護休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、任期付職員は、学長に当該事由が生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。

(1) 介護休業申出に係る対象家族が死亡した場合

(2) 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業申出に係る対象家族と当該介護休業の申出をした任期付職員との親族関係が消滅した場合

(3) 介護休業の申出をした任期付職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る間、当該介護休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になった場合

3 第1項の介護休業申出の撤回は、介護休業申出書により行うものとする。

4 第2項の届出は介護状況変更届により行うものとする。

(介護休業の終了)

第9条 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第5条の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第2号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了するものとする。

(1) 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、前条第2項に規定する事由が生じた

場合

(2) 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、産前産後の休暇期間、育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まった場合

(3) 任期付職員の任期が終了した場合

(介護休業期間中の給与)

第10条 介護休業をしている期間については、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる区分により、当該各号に定めるところによるものとする

(1) 就業規則の適用を受ける者 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第21条の規定による。

(2) 前号に掲げる以外の就業規則の適用を受ける者 給与規程第21条の規定を準用する。

3 前2項に定めるもののほか、介護休業の給与に関し必要な事項は、次に掲げる区分により、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 就業規則の適用を受ける者 給与規程の定めるところによる。

(2) 前号に掲げる以外の就業規則の適用を受ける者 給与規程を準用する。

(介護時間)

第11条 任期付職員は、学長に申し出ることにより、要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護時間」という。）ができる。

(介護時間の申出)

第12条 介護時間の申出は、対象家族1人につき、一の継続する要介護状態ごとについて、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で1時間を単位として行うものとする。

(介護時間の申出手続)

第13条 介護時間の申出は、介護時間申出書により行うものとする。

2 第6条第4項の規定は、介護時間の申出手続について準用する。

(介護時間の終了等)

第14条 第9条の規定は、介護時間について準用する。

(介護時間期間中の給与)

第15条 介護時間をしている期間については、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる区分により、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 就業規則の適用を受ける者 給与規程第21条の規定による。

(2) 前号に掲げる以外の就業規則の適用を受ける者 給与規程第21条の規程を準用する。

3 前2項に定めるもののほか、介護時間の給与に関し必要な事項は、次に掲げる区分により、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 就業規則の適用を受ける者 給与規程の定めるところによる。

(2) 前号に掲げる以外の就業規則の適用を受ける者 給与規程を準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 任期付職員は介護休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(法令との関係)

第17条 介護休業等に関してこの規定に定めのない事項については、当該任期付職員が適用を受ける就業規則、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他法令の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。